

市民各位ニハ多大ノ御迷惑トハ未ダ有ラズ總罷業ヲ以テ當局ノ
両考ヲ促シタノデ有リマスガ容ル、度トナラズ遂ニ事態ハ紛
糾ニ紛糾ラ重ネ目下調停委員會ニ於テ紛糾解決ノ爲努力致居
次第デアリマス。

斯様ナ次第デ本月ノ従業員ノ給料ハ罷業ニ依ル缺勤致ト罷業
休止後ノ給料ハ謂ル（保留）ニ依ツテ支給サレズ故ニ今迄ノ
給料ノ約六割ヲ支給サレタノミデ有リマス。

就而貴家ニ對シテ誠ニ御迷惑トハ存シマスガ吾等ノ同僚 家
賃ノ問題ニツクマシテ何レ紛糾ノ解決ヲ俟ツテ御支拂致シマ
スガ九月分ノ家賃ハ如何共難致誠ニ申兼ネル次第デ有マスガ
右事情御了解ノ上何卒御宥恕下サル様伏シテ御願致ス次第デ
有リマス。

昭和九年十月 日

本都區駒込神明町二八番地
東京交通労働組合

殿

神明町支部 争議團本部

589107



昭和九年十月四日（午後四時十分）

警視廳特別高等警察部労働課

市電争議ニ關スル情報（第一〇九報）

一 東交争議首脳部ノ聲明書發表

東交首脳部ニ於テハ、四日午前零時頃新聞聯合通信社ヲ通シ電
話ヲ以テ大要次記ノ如キ聲明書ヲ都下各新聞社ニ發表セリ
記

われ／＼は昭和七年に於て立石局長の市電百年の大計あり
と豪語せる所謂第一更生案に於て二割の大削減を強行され
てまだ二歳を経ぶる今日またまた更生案の名の下に一大犠
牲を強要された、しかもこの案に於ても市電の更生
が不可能事である以上吾々の犠牲は全く無意味である。